

資料編

資料編

1 策定の経過

月 日	内 容
平成 25 年 10 月 17 日	上尾市子ども・子育て会議委員委嘱式 第 1 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 子ども・子育て会議について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) ニーズ調査について
11 月 27 日～ 12 月 13 日	上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 (1 回目) 内容 市内在住の就学前及び就学児、幼稚園園児保護者に配布回収
平成 26 年 1 月 16 日	第 2 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 1 回目ニーズ調査アンケート集計結果について (2) 2 回目ニーズ調査アンケートについて
2 月 5 日～ 2 月 19 日	上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 (2 回目) 内容 市内在住の保育所入所待ちの保護者、13～49 歳の市民に配布回収
平成 26 年 3 月 24 日	第 3 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 1 回目ニーズ調査アンケート集計結果について (2) 子ども・子育て事業の見込み量について (3) 教育・保育提供区域の設定について (4) 条例の制定について
4 月 14 日	第 4 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 2 回目ニーズ調査アンケート集計結果について (2) 条例の制定について
7 月 7 日	第 5 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 条例案について (2) 子ども・子育て事業の見込み量 (補正) について (3) 上尾市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案) について
8 月 21 日	第 6 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 保育の必要性の認定に関する優先利用について (2) 子ども・子育て事業の見込み量 (補正) について (3) 上尾市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案) について
10 月 7 日	第 7 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 延長保育料の設定について (2) 上尾市子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
11 月 18 日	第 8 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 延長保育及び基本保育料の設定について (2) 上尾市子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
12 月 1 日～ 12 月 26 日	パブリックコメントの実施

月 日	内 容
平成 27 年 1 月 20 日	第 9 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 教育・保育施設の確認に伴う利用定員の設定について (3) 教育・保育の利用者負担額の設定について
平成 27 年 2 月 12 日	第 10 回上尾市子ども・子育て会議 議題 (1) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 家庭的保育事業(地域型保育事業)の確認に伴う利用定員の設定について (3) 上尾市における利用者負担(保育料)の保育料表(案)について
2 月 27 日	市長へ答申

2 上尾市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、上尾市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員

(2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(次号及び第 6 号において単に「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 子ども・子育て支援に関係する団体を代表する者

(7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(平 26 条例 1 ・ 一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(上尾市保育審議会条例の廃止)

2 上尾市保育審議会条例(昭和 52 年上尾市条例第 20 号)は、廃止する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年上尾市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 26 年条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 上尾市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属機関等	枠	備考
1	新井 金作	市議会議員（健康福祉常任委員会委員長）	1号	市議会
2	秋山 もえ	市議会議員（健康福祉常任委員会副委員長）	1号	市議会
3	徳倉 康之	私立幼稚園保護者（上尾幼稚園）	2号	保護者
4	村木 有希	家庭保育室利用保護者（ゆうゆう保育室）	2号	保護者
5	桑原 明子	市立保育所保護者会連合会（杉の子連合会） 会長	2号	保護者
6	佐藤 雅啓	上尾市PTA連合会 副会長	2号	保護者
7	羽田野省三	県央地域労働者福祉協議会事務局次長	3号	労働者
8	本田 直子	上尾市家庭保育室連絡協議会 元会長	4号	従事者
9	星野美和子	NPO法人あげお学童クラブの会 事務局長	4号	従事者
10	久芳 敬裕	株式会社こどもの森 会長 上尾私立保育園施設運営法人の長	4号	従事者
11	鈴木 玲子	NPO法人彩の子ネットワーク 理事	4号	従事者
12	千葉 郁子	上尾市社会福祉協議会地域福祉課相談係 係長	4号	従事者
13	○田中元三郎	上尾市私立幼稚園協会 会長	4号	従事者
14	◎中村 馨男	聖学院大学人間福祉学部こども心理学科 教授	5号	学識
15	村田喜代汰	上尾市青少年育成連合会 会長	6号	関係団体
16	大場 玲子	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会主任児童 委員連絡会 代表	6号	関係団体
17	紅谷 肇 田口 伸	埼玉県中央児童相談所副所長（～平成26年3月） 埼玉県中央児童相談所所長（平成26年4月～）	7号	行政機関
18	山田 浩一	上尾市立小学校校長会 鴨川小学校校長	7号	行政機関

◎会長 ○副会長

4 上尾市子ども憲章

平成 15 年 10 月 1 日制定

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

5 用語解説

あ行

○イクメン

「子育てする男性（メンズ）」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。

か行

○学校評議員制度

公立学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度。学校教育法施行規則に基づいて平成12年から実施。学校評議員は、学校長の推薦により、教育委員会など学校の設置者が委嘱する。

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育所（園）のこと。

○居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数。（脚注6ページ参照）

○子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。（脚注1ページ参照）

○子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。（脚注2ページ参照）

○コーホート要因法

コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法。

さ行

○事業所内保育事業

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

○次世代育成支援対策推進法

平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法とされていたが、有効期限が平成37年3月まで10年間延長された。（脚注1 ページ参照）

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○特定地域型保育

市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。

は行

○母子保健推進員

市町村長から親子の健やかな暮らしを支えるために委嘱を受けた住民の代表。住民の目線で親子に寄り添い、子育てをサポートし、住民と行政、住民と専門職をつなぐパイプ役として活動する。

○不育

習慣性流産や早産などのため、妊娠はするが胎児を育てきれない状態。

〇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

上尾市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行編集：上尾市 子ども未来部 子ども支援課

〒362-8501 上尾市本町三丁目 1 番 1 号

電話 048-775-5120 FAX 048-774-5342

あなたにけんきをおくるまち



上尾市